

令和6年稲敷市農業委員会第7回総会

〔7月10日〕

-
- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）
日程 3 報告第2号 農地法第4条第1項8号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
日程 4 報告第3号 農地法第18条（通知）
日程 5 議案第1号 農地法第3条（委員会）
日程 6 議案第2号 農地法第5条（知事）
日程 7 議案第3号 現況証明（農委処分）
日程 8 議案第4号 農地改良協議に対する同意について
日程 9 議案第5号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）
日程10 議案第6号 農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）
-

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 報告第3号
日程 5 議案第1号
日程 6 議案第2号
日程 7 議案第3号
日程 8 議案第4号
日程 9 議案第5号
日程10 議案第6号
-

出席委員

1番	吉田武君	11番	墳本典勇君
2番	篠崎文夫君	12番	遠藤一行君
3番	黒澤克巳君	13番	足立久美子君
4番	山口幸一君	14番	内田和新君
5番	永野修君	15番	山口和彦君
6番	宮本信夫君	16番	飯塚治正君
8番	村松清美君	17番	坂本富男君
9番	坂本和夫君	18番	川島昇君

10番 村山文雄君 19番 根本 脩 君
欠 席 委 員
7番 篠崎 惣 壽 君

出席説明員

農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 島 臣 哉 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 補 佐	宮 本 祐 司 君
農 業 委 員 会 事 務 局 係 長	坂 本 証 君
農 業 委 員 会 事 務 局 主 査	久保田 健 夫 君

午後2時開会

○農業委員会事務局長（中島臣哉君） 令和6年7月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（根本 脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。本日の出席委員は18名です。欠席委員は、7番篠崎惣壽委員の1名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。また本日は、現地調査を行っていただきました推進委員さんが出席されております。推進委員の方は、調査を担当した案件についてご意見がある場合は、質疑ありませんかと申し上げた際に、挙手のうえ名前を告げてから発言してください。本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

日程1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本 脩君） それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。
お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本 脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は10番村山文雄委員、11番墳本典勇委員の両名を指名いたします。

日程2 報告第1号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）

○議長（根本 脩君） それでは審議に入ります。報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」について報告いたします。

議案書1ページから16ページまでの14件でございます。この届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において、相続により農地を取得したものであります。いずれの権利取得者も自作や作業委託により耕作をしております。申請番号8番、10番の方は、農業委員会によるあっせん等の希望をしております。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程3 報告第2号 農地法第4条（届出）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第2号「農地法第4条（届出）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第2号「農地法第4条（届出）」について報告いたします。

議案書17ページでございます。農地法第4条第1項第8号の規定に基づく、市街化区域内の権利移動を伴う農地転用のための届け出1件でございます。申請番号1番、江戸崎字長町、畑1筆、65㎡について、自家用駐車場として利用するものです。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程4 報告第3号 農地法第18条（通知）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第3号「農地法第18条（通知）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第3号「農地法第18条（通知）」について報告いたします。

議案書18ページから24ページまでの7件でございます。農地法第18条第6項の規定による、賃貸借の解約の通知があったものになります。申請番号4番から7番は、農地中間管理事業により、茨城県農林振興公社との間に利用権を設定した農地につきまして、合意解約するものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程5 議案第1号 農地法第3条（委員会）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第1号「農地法第3条（委員会）」を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

久保田主査。

○農業委員会事務局主査（久保田健夫君）

25ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条（委員会）」でございます。

売買による所有権移転件2件でございます。

申請番号1番 市崎字和田前、田5筆、3,793㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号2番 市崎字和田前、田1筆、846㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

調査結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。議案第1号申請番号1番から2番までの説明は以上です。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番、2番について、山口和彦委員より報告をお願いいたします。

○15番（山口和彦君） 15番山口です。申請番号1番、2番について、報告いたします。

7月4日に板橋推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台を所有しております。農作業従事日数は180日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。申請番号3番、4番につきましては、茨城県農林振興公社の農地中間管理事業による特例事業の売買のため、調査報告は省略いたします。

○議長（根本 脩君） これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条（委員会）」申請番号1番から4番を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程6 議案第2号 農地法第5条（知事）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第2号「農地法第5条（知事）」を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 27ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第5条（知事）」でございます。

申請番号1番 神宮寺字揃内、畑1筆、1,201㎡についてですが、転用目的は太陽光発電施設。
600Wパネル164枚設置。

申請番号2番 神宮寺字揃内、畑1筆、1,008㎡についてですが、転用目的は太陽光発電施設。
600Wパネル164枚設置。

なお、申請番号1番、2番につきましては、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号3番 小野字愛宕脇、畑1筆、1,512㎡についてですが、転用目的は太陽光発電施設。
580Wパネル180枚設置。

申請番号4番 小野字大日脇、畑1筆、1,788㎡についてですが、転用目的は太陽光発電施設。
580Wパネル180枚設置。

なお、申請番号3番、4番につきましては、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地等に囲まれた小集団の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号5番 浮島字蛇峯前、畑1筆、489㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を宅地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。申請人は、現在実家で生活しておりますが、手狭になったことから、自己住宅を建築するものでございます。事業計画は、木造平屋建て、109.30㎡の自己住宅を建築し、取水は水道、汚水・雑排水は農業集落排水へ放流する計画です。

申請番号6番 柴崎字後窪、田2筆、畑1筆、938㎡についてですが、転用目的は太陽光発電施設。
545Wパネル144枚設置。

申請番号7番 柴崎字後窪、田1筆、畑1筆、1,227㎡についてですが、転用目的は太陽光発電施設。
545Wパネル144枚設置。

申請番号8番 柴崎字一盃城、田3筆、1,005㎡についてですが、転用目的は太陽光発電施設。
545Wパネル144枚設置。

申請番号9番 柴崎字後窪、畑3筆、1,292㎡についてですが、転用目的は太陽光発電施設。
545Wパネル144枚設置。

申請番号10番 柴崎字後窪、田2筆、975㎡についてですが、転用目的は太陽光発電施設。
545Wパネル192枚設置。

申請番号11番 柴崎字寄居、田2筆、1,205㎡についてですが、転用目的は太陽光発電施設。
545Wパネル144枚設置。

なお、申請番号6番から11番については、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号12番 古渡字寺台、畑1筆、1,073㎡についてですが、転用目的は太陽光発電施設。580Wパネル178枚設置。

申請番号13番 柏木字勇所、畑1筆、1,966㎡についてですが、転用目的は太陽光発電施設。580Wパネル180枚設置。

なお、申請番号12番、13番については、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を山林や宅地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号14番 犬塚字前畑、畑2筆、511㎡についてですが、転用目的は太陽光発電施設。580Wパネル180枚設置。

申請番号15番 江戸崎字芝ヶ谷、畑1筆、968㎡についてですが、転用目的は太陽光発電施設。580Wパネル180枚設置。

なお、申請番号14番、15番については、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地や雑種地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号16番 石納字仲ノ代、畑1筆、273㎡についてですが、土地改良区域外で周囲を宅地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。申請人は、現在千葉県の借家で生活しておりますが、稲敷市内に自己住宅を建築するものでございます。事業計画は木造平屋建て、124.04㎡の自己住宅を建築し、取水は水道、汚水・雑排水は公共下水道へ放流する計画です。

これで、議案第2号申請番号1番から16番の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番、2番について、吉田委員より報告をお願いいたします。

○1番（吉田 武君） 1番吉田です。

申請番号1番、2番について、去る5日、田仲推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございました。

続きまして、申請番号3番、4番について、川島委員より報告をお願いいたします。

○18番（川島 昇君） 18番川島です。

申請番号3番、4番について、去る5日、松田推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書

のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号５番について、黒澤委員より報告をお願いいたします。

○３番（黒澤克巳君） ３番黒澤です。

申請番号５番について、去る５日、小貫推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、自己住宅用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものがあります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号６番から１１番について、遠藤委員より報告をお願いいたします。

○１２番（遠藤一行君） １２番遠藤です。

申請番号６番から１１番について、去る５日、海老原推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものがあります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号１２番、１３番について、永野委員より報告をお願いいたします。

○５番（永野 修君） ５番永野です。

申請番号１２番、１３番について、去る５日、鈴木推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものがあります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号１４番について、埴本委員より報告をお願いいたします。

○１１番（埴本典勇君） １１番埴本です。

申請番号１４番について、去る５日、古渡推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものがあります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号１５番について、宮本委員より報告をお願いいたします。

○６番（宮本信夫君） ６番宮本です。

申請番号15番について、去る5日、清原推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号16番について、坂本和夫委員より報告をお願いいたします。

○9番（坂本和夫君） 9番坂本です。

申請番号16番について、去る5日、坂本推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、自己住宅用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

○議長（根本 脩君） これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第2号「農地法第5条（知事）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程7 議案第3号 現況証明（農委処分）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第3号「現況証明（農委処分）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 33ページをお開き願います。

議案第3号「現況証明（農委処分）」

登記地目変更のための非農地証明書の交付9件でございます。

申請番号1番 下太田字下宿、田1筆、17㎡についてですが、20年以上前より倉庫用地として利用されており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号2番 浮島字蛇峯前、畑1筆、338㎡についてですが、20年以上前より宅地として利用されており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号3番 浮島字蛇峯前、畑1筆、33㎡についてですが、20年以上前より宅地として利用されており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号4番 町田字稲子田、畑1筆、452㎡についてですが、平成12年より宅地として利用されており、建物の登記事項証明書と始末書が添付された申請になります。

申請番号5番 佐倉字佐倉原、畑1筆、2,218㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号6番 下君山字木曾内、田2筆、48㎡についてですが、20年以上前より宅地として利用されており、撮影年月日平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号7番 沼田字堀込、畑1筆、560㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号8番 沼田字北須賀、畑1筆、886㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号9番 沼田字北須賀、畑1筆、90㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

以上で議案第3号、申請番号1番から9番の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、川島委員より報告をお願いいたします。

○18番（川島 昇君） 18番川島です。申請番号1番について、去る5日、遠藤委員と推進委員の土肥委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は20年以上前から宅地として使用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございました。

申請番号2番、3番について、黒澤委員より報告をお願いいたします。

○3番（黒澤克巳君） 3番黒澤です。申請番号2番、3番について、去る5日、吉田委員と推進委員の小貫委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は20年以上前から宅地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございました。

続きまして、申請番号4番について、山口和彦委員より報告をお願いいたします。

○15番（山口和彦君） 15番山口です。申請番号4番について、調査の結果、現地は20年以上前から宅地として利用されており、建物の登記事項証明書と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございました。

続きまして、申請番号5番について、宮本委員より報告をお願いいたします。

○6番（宮本信夫君） 6番宮本です。

申請番号5番について、去る5日、村山委員と推進委員の坂本委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号6番について、足立委員より報告をお願いいたします。

○13番（足立久美子君） 13番足立です。

申請番号6番について、去る5日、墳本委員と推進委員の岡野委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は20年以上前から宅地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の「農地」に該当せず、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号7番から9番について、村山委員より報告をお願いいたします。

○10番（村山文雄君） 10番村山です。

申請番号7番から9番について、去る5日、宮本委員と推進委員の清原委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第3号「現況証明（農委処分）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程8 議案第4号 農地改良協議に対する同意について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第4号「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

坂本係長

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 36ページをお開き願います。

議案第4号「農地改良協議に対する同意について」でございます。

申請番号1番 浮島字羽根山、田2筆、988㎡についてですが、田畑転換の為の農地改良協議でございます。埋め立てに用いる土、494㎡は、市内の自らが所有する山林、雑種地で採取した土を、市

内の業者に作業を依頼し、10トン車83回分を申請地に約50cm埋め立てる計画で、埋め立て後は、さやえんどう・ジャガイモを耕作する計画です。廃棄物対策室との協議も了しております。

以上で議案第4号の説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、黒澤委員より報告をお願いいたします。

○3番（黒澤克巳君） 3番黒澤です。

申請番号1番について、去る5日、吉田委員と小貫推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、事務局の説明通りで間違いなく、低くなっている農地に自らが所有する山林や雑種地から採取した土を入れ、畑として利用するものであり問題ないと思われます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第4号 農地改良協議に対する同意についてを採決いたします。本案は、申請のとおり同意することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり同意することに決定いたしました。

日程9 議案第5号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第5号「基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（宮本祐司君） 37ページをお開き願います。

議案第5号「基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）」についてでございます。

基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の（1）の規定により、農用地利用集積計画案を決定するためご審議を求めるものでございます。

新規設定が、18件、29筆、62,636㎡、再設定が、4件、19筆、46,309㎡の利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第5号「基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程10 議案第6号 農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第6号「農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（宮本祐司君） 49ページをお開き願います。

議案第6号「農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）」でございます。

農用地利用集積等促進計画案を決定するためご審議を求めるものでございます。

再転貸が6件、18筆、23, 217㎡の転貸計画でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第8号「農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

○議長（根本 脩君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、令和6年7月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午後2時40分閉会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

10番 委 員 村 山 文 雄

11番 委 員 墳 本 典 勇